

～高吾北消防本部からのお知らせ～

☎ 高吾北消防本部(署) 電話 0889-26-2111

## 秋の全国火災予防運動 11月9日(土)～11月15日(金)

### 秋の火災予防運動とは…

これから冬にかけては空気が乾燥し、火災が発生しやすい気象状況になります。この運動は、火災が発生しやすい気候となる時期を迎えるにあたり、火災予防思想の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ財産の損失を防ぐことを目的として実施するものです。

暖房器具等を使う機会も多くなってきますので、家族一人ひとりの「慣れ」や「油断」から火災を起こさぬよう防火の重要性を十分に自覚し、次のいのちを守る7つのポイントを参考に普段の生活のなかで火災予防を実践していくことが大切です。

### いのちを守る7つのポイント

～3つの習慣～

- ・寝たばこは絶対にしない。
- ・ストーブは燃えやすい物から離れた位置で使用する。
- ・ガスコンロ等のそばを離れるときは必ず火を消す。

～4つの対策～

- ・逃げ遅れを防ぐために住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具や衣類からの火災を防ぐために防災製品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために住宅用消火器を設置する。
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために近隣の協力体制をつくる。

2019年度全国統一防火標語

「ひとつずつ いいね!で確認 火の用心」

## 毎月第2日曜日は、さかわ家族防災会議の日

### 今月のテーマ 地域の防災訓練やイベントに参加しよう

災害発生時、甚大な被害を防ぐには、地域の皆さんが協力して地域を守る「共助」が重要です。日ごろから地域の防災訓練や自治会行事などに積極的に参加して、いざというときに備えるとともに、協力し合える地域のつながりを作りましょう。

☎ 総務課 危機管理対策室 電話22-7700 防災行政無線確認ダイヤル 0120-331-259

## 地域のみんな自主防災訓練」のお願い 11月3日(日) 8時40分

県内で実施される防災訓練取り組み期間に合わせて、11月3日(日)8時40分に、緊急地震速報と地震鳴動音(約2分)を防災行政無線で町内全域に放送します。

この放送をきっかけに各自主防災組織や自治会などの組織ごとに、安否確認訓練や揺れから身を守る行動をとる訓練など、それぞれの地域で必要と思われる訓練メニューを考え、防災訓練を実施していただきますようお願い申し上げます。

※訓練の内容等に合わせ、実施開始時間を変更しても構いません。

## 緊急地震速報の訓練放送のお知らせ 11月5日(火) 10時

緊急地震速報の訓練放送を11月5日(火)10時に防災行政無線にて放送します。この放送の目的は国からの緊急地震速報の受信と防災行政無線の自動起動の確認を行うためのものです。実際に緊急地震速報を防災行政無線から放送しますので、地域・職場で各自、地震の揺れから身を守る訓練を実施してください。※ただし、気象、地震活動状況により急きょ中止することもあります。

☎ 総務課危機管理対策係 電話 22-7700



## 交通安全協会からのお知らせ



交通安全協会佐川支部・佐川警察署 電話 22-0110  
※交通安全協会は皆様の会費で運営されています。ご協力よろしくお願いします。

### 秋の全国交通安全運動が行われました



9月21日～30日の期間、交通安全パレード、ドライバーサービス、各種キャンペーン等が行われました。運動に参加していただいたボランティアの方や指導員のみなさま、ご協力ありがとうございました。

### 第58回交通安全高知県大会

- 四国管区警察局長 四国交通安全協会会長連名表彰 優良運転者
  - 片岡 正男(佐川町)
  - 小田 良一(佐川町)
  - 片岡 義武(佐川町)
  - 全日本交通安全協会 交通安全賞
  - 緑十字銅賞一表彰 交通安全功労者
  - 永田 耕朗(佐川町)
  - 岡崎 清(佐川町)
  - 高知県警察本部長 高知県交通安全協会連名表彰 優良運転者
  - 廣瀬 正直(佐川町)
  - 長門 禮子(佐川町)
- ※表彰式は11月21日 高知市文化プラザかるぼーとで開催

「年間500円(×有効年)」で会員へ!

今月の「加盟店」ピックアップ紹介

だんだんの里 (集落活動センター)



～食後のコーヒー 100円引き～

仁淀川町長者乙 2546 電話 0889-32-1833

## 地域安全アドバイス

高吾北地区地域安全協会事務局 電話 22-0560 (佐川警察署 刑事生活安全課内)

### ストーカー・DVは一人で悩まず相談を!!

#### ストーカー(ストーカー行為等の規制等に関する法律)

ストーカー規制法では、好意の感情またはそれが満たされなかったことへの恨みの感情を充足させる目的で、あなたや家族などに下記8つの行為を繰り返し行うことが「ストーカー行為」と規定されています。

1. つきまとい・待ち伏せ・押しかけ
2. 監視していると思わせることを告げる行為
3. 面会・交際の強要
4. 乱暴な言動
5. 無言電話・連続した電話やメール等
6. 汚物等の送付
7. 名誉を傷つけること
8. 性的羞恥心の侵害

#### DV…ドメスティックバイオレンス(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)

DVには、身体的暴力・精神的暴力・性的暴力・経済的暴力があります。保護命令(※)の対象となる暴力は、身体的暴力と生命または身体に危害を加えること(「殺す、殴る」など)を告げて行う脅迫です。※保護命令とは、DVの被害を防止するため、裁判官が加害者に発する命令のこと

相談窓口



で退去命令・接近禁止命令・電話等(8項目)を禁止する命令があります。

警察署では、被害相談を受け付けますと、相手方に警告を与えたり、被害者の保護などの被害防止措置を行ったりしています。被害に遭った一人でも悩まず、佐川警察署までご相談下さい。

